

第4章 事業計画（平成18年度～22年度）

今後5年間の重要課題を次の2つとし、県民・企業・民間団体等と連携して積極的に取り組みます。

- 1 千葉県男女共同参画推進連携会議をはじめとする県民や民間との協働による男女共同参画の促進
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

目標Ⅰ みんながその人らしく生きることができ、みんなで誰をも尊重し合い、自立をはぐくむ社会を目指します

（基本的な課題1） みんなの人権の尊重と侵害の解消

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 女性と男性の間に生じるあらゆる暴力の根絶	相談事業(一般相談)	DVや子育て、生き方、労働問題など多様で複雑な問題を抱える女性や男性を対象とする相談に対応するため、電話相談を中心とした相談体制の整備・充実を図ります。	男女共同参画課
	専門相談事業	DV被害者の生活再建に向け、法律に関する悩み、心身に関する悩みに答えるため、専門家によるカウンセリングや、弁護士及び精神科医等専門家による相談を定期的に開催します。	男女共同参画課
	地域配偶者暴力相談支援センター事業	県内14か所の健康福祉センターを配偶者暴力相談支援センターに指定し、DV専門相談員を配置することにより、被害者の相談支援体制の強化を図ります。	男女共同参画課
	暴力根絶促進事業(男性の電話相談)	DV被害男性への支援や、加害男性の更生に向けた情報提供等のため、男性相談員による「DVに悩む男性のための電話相談」を実施します。	男女共同参画課
	女性に対する暴力に関する広報・啓発	DV問題の解決に向けて被害者が相談しやすい社会づくりが必要であるため、被害者に情報が行き届くよう、複数の方法で継続的に広報を実施し、被害者への相談窓口の周知を図るとともに、県民への啓発を図ります。	男女共同参画課
	女性サポートセンター一時保護	DV被害者である女性やその子ども等の安全を速やかに確保するため、女性サポートセンターにおいて一時保護を行います。	男女共同参画課
	一時保護委託事業	DV被害者や人身取引被害者をより迅速かつ広域的に保護し、早期に自立に向けた支援を実施していくため、厚生労働大臣が定める基準を満たす施設に一時保護業務を委託します。	男女共同参画課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 女性と男性の間に生じるあらゆる暴力の根絶	DV被害者生活再建事業	DV被害者の生活再建に向けた保護命令等各種手続きや新たな住居設定、就業支援等に当たり、被害者の希望又は必要に応じて行う同行支援、相談支援等を民間支援団体に委託します。	男女共同参画課
	外国籍DV被害者支援事業	年々増加する外国籍被害者からの相談に対して、法律や制度に対する十分な説明、援助を行うため、通訳を委託するとともに、外国語版のDV啓発リーフレットを作成します。	男女共同参画課
	DV家庭における子ども支援研修	DV家庭における第二の被害者である子どもの安全確保や精神的なケアのため、教育現場で働く教員等を対象に、DV問題の知識の習得、子どもの人権に配慮した支援のあり方について研修を行います。	男女共同参画課
	DV被害者支援に係る民間支援事業	DV被害者の多様な状況に対応するため、支援に取り組む民間団体の連絡会議を開催するとともに、被害者支援に実績のあるNPOにボランティア養成研修を委託します。	男女共同参画課
	DV職務関係者研修事業	DV被害を顕在化し、二次的被害を防止するため、DV施策担当新任職員を対象とする基礎的な研修を実施するとともに、研修機会の少ない地域における研修機会の提供や、少人数でのきめ細かな研修を行います。	男女共同参画課
	DV対応マニュアル作成	DV被害者の発見、通報の積極的な役割が期待されている保健医療機関に対し、DVへの理解と協力を促すため、対応マニュアルを作成し配布します。	男女共同参画課
	家庭等における暴力対策ネットワーク会議	配偶者間の暴力や児童虐待など、家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止及び被害者の速やかな保護を図るため、関係機関・団体の代表者による連携を図ります。	男女共同参画課
	DV被害女性保護支援ネットワーク事業	中核的配偶者暴力相談支援センターが被害者支援の拠点としての機能を果たすために地域の関係各機関との連携が必要であることから、連絡会議や事例検討会議を開催します。	男女共同参画課
	家庭等における暴力対策担当者管理職研修	DV・児童虐待等家庭における暴力対策について早期発見・早期対応が重要なことから、市町村担当部署の管理職クラスの職員を対象とする、DV・児童虐待の問題認識を深め、市町村の自主的取組を促すための研修を実施します。	男女共同参画課、 児童家庭課
	暴力根絶促進事業(暴力と向き合う教育講座)	DV被害者の安全と安心を確保するため、DV加害者を対象とする教育プログラムとして「暴力と向き合う教育講座」を実施します。	男女共同参画課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 女性と男性の間に生じるあらゆる暴力の根絶	暴力根絶促進事業(若者のためのDV予防セミナー)	男女平等に関する教育及びDV予防教育の一環として、高等学校等に対して外部講師を派遣し、DV予防に向けたセミナーを実施します。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画苦情処理委員の設置	県の男女共同参画に関する施策やDV被害者保護に当たる県職員の職務執行に関する苦情等を適切に処理するため、苦情処理機関を設置します。	男女共同参画課
	社会福祉審議会社会的養護検討部会	社会的資源のあり方、児童虐待死亡事例の検証、児童虐待防止調査研究や家族関係支援調整プログラム調査研究などを行う委員会において、児童虐待防止のための抜本的対策を検討します。	児童家庭課
	児童虐待セーフティネット推進事業	児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童(及び保護者等)へのケア等のため、児童相談所の体制整備、市町村への支援、関係機関との連携強化など児童虐待防止に係る総合的な施策を推進します。	児童家庭課
	児童虐待対応体制緊急整備事業	専門的人材の確保が困難な市町村への専門家派遣によるネットワーク機能の強化、乳幼児に対する虐待予防のための保健師を対象とした研修の実施、虐待に悩む母親の治療的グループを実施するための指導者養成、児童相談所の虐待対応システムの抜本的見直し等を実施します。	児童家庭課
	一時保護所児童処遇改善促進事業	被虐待児の一時保護が増加している児童相談所の一時保護所へ非常勤の心理療法担当職員を配置することにより、児童虐待等により一時保護された児童への心理的ケアを充実するとともに、一時保護所における被虐待児童の心理的治療方法等についての検討を行います。	児童家庭課
	被虐待児等訪問心理療法等事業	被虐待児童等への心理的ケアに対応するため、民間児童福祉施設のうち、心理療法担当職員が不足している施設を対象に児童相談所心理療法担当職員が施設入所児童への訪問カウンセリングを行います。	児童家庭課
	被虐待児童等へのグループ指導事業	被虐待児童や虐待を行った保護者への心理的ケアは、虐待の再発防止、被虐待児童の心身の健全な発達のために欠くことのできないものであるため、精神科医、心理療法担当職員等によるグループ指導を通じて、児童の心理的安定を図るとともに、健全育成を促進します。	児童家庭課
	保護者カウンセリング強化事業	虐待を受けた児童の最善の利益を図るために家族の再統合を目指した積極的な指導が求められていることから、児童虐待を行う保護者への指導を効果的に行うため、児童福祉司、心理判定員等による指導に加え、精神科等の医師の協力を得て、保護者の抱える心の問題等へのカウンセリング、指導を行います。	児童家庭課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 女性と男性の間に生じるあらゆる暴力の根絶	NPOパワーアップ補助金	DV被害者保護など様々な事業を行うNPOの自立を促進し、組織基盤の強化を図る取組や地域への浸透や連携に向けた取組などを奨励するため補助金を交付します。	NPO活動推進課
	青少年相談員の活動促進	若年層における性非行防止などに関する啓発及び相談等の推進を図ります。	県民生活課
	非行防止のための啓発		
	有害図書等の規制の強化	青少年の健全育成の観点から、青少年健全育成条例に基づいた有害図書等の規制の強化を推進します。	県民生活課
	被害者支援活動の促進事業	犯罪による被害者等への適切な対応や、きめ細やかな被害者支援のため、「被害者対応マニュアル」を作成し、犯罪による被害者等と直接接する関係者の知識や技術の向上を図ります。また、相談窓口等を一括掲載したパンフレットや、被害者支援の啓発用ポスターを作成し、犯罪被害者等に対する支援を促進します。	県民生活課
	警察官の計画的な増員と優れた捜査官の育成	警察官を計画的に増員し、警察官の業務負担を緩和するとともに、刑事任用専科入校卒を拡大し、複雑・多様化する犯罪に迅速・的確に対応できる捜査官を育成します。	警) 警務課
	関係機関の連携による相談者の身辺保護の徹底	DV被害女性の一時保護を女性サポートセンター等に依頼するほか、裁判所からの保護命令に対して、被害者に対する連絡や相手方に対する指導警告を行います。また、県外居住者に対しては、他県警察に対する共助依頼を実施するなど相談者に対する二次的被害防止対策を実施します。	警) 生活安全総務課
	外国人女性に関する人の密輸(トラフィッキング)等の対策の徹底による人身売買組織の排除	被害女性を保護し、人身売買罪など各種法令を駆使して、悪質な雇用主、ブローカー等の組織が介在する事案を重点的に取り締めます。	警) 風俗保安課
	風俗環境の浄化及び悪質営業店の排除	風俗環境の浄化のために、違法風俗店や暴力団が介在する売春事犯、ピンクビラ、客引き、有害業務への職業紹介、勧誘等を取り締めます。	警) 風俗保安課
	児童買春等事犯の取締りの強化	携帯電話やインターネットの普及により、出会い系サイトを利用した児童買春事犯が増加しているため、関係法令を駆使した取締りを強化するとともに、被害児童に対しては少年センター職員等による立直り支援対策活動を推進します。	警) 少年課
被害の潜在化防止と二次的被害防止・軽減のための女性警察官の性犯罪捜査指定捜査員への指定と被害者対策教育の実施	性犯罪の潜在化の防止を図るとともに、捜査過程における性犯罪被害者の二次的被害等を軽減し、より適切な性犯罪捜査等を推進します。(女性警察官をはじめ、性犯罪指定捜査員に対する教養を積み重ね、事件対応要領のレベルアップを図る等女性被害者に配慮した適切な捜査を推進します。)	警) 刑事総務課	

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり	男女共同参画に関する情報収集・提供事業	男女共同参画についての理解を深めるため、ちば県民共生センターにおいて、各種情報の提供を行うとともに、学習関係の相談に応じ、男女共同参画を含む人権等についての学習機会の充実を図ります。	男女共同参画課
	相談事業(専門相談)	女性の抱える様々な問題のうち、一般相談では対応が困難な、より専門的な相談に対応するため、専門的な視点から問題解決の手助けを行う専門相談窓口を設置します。	男女共同参画課
	講師派遣	男女共同参画についての理解を深めるため、教職員に対する研修をはじめ、市町村や企業、各種団体などの依頼により、県職員を講師として派遣します。	男女共同参画課
	人身取引問題に関する社会啓発・広報事業	人身取引をなくすために、人身取引問題を考えるシンポジウムの開催や、人身取引防止啓発リーフレットの配布等を行います。	男女共同参画課
	人身取引問題に関する関係国における情報交換事業	保護した人身取引被害者に適切なケアを行うため、母国の生活実態・文化・習慣等の情報交換等を、被害者の関係国に職員を派遣して行います。	男女共同参画課
	千葉県人権センターを中心とした民間団体等との連携強化とメディア等の活用による啓発活動の促進	人権問題に関する民間団体との連携を強化するため、運営補助や主催事業への助成を行います。また、テレビ・ラジオ等のメディアを利用して、人権週間を中心とした啓発活動を実施します。	健康福祉政策課
	人権保障に関する条約・法令についての広報	様々な人権問題について、家庭・学校・職場・地域社会等で学習できるように、国連での取組や現在の人権の状況について解説した啓発資料を作成し、配布します。また、県ホームページを活用した広報を実施します。	健康福祉政策課
	各種媒体を活用した男女共同参画に関する情報の提供	県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重意識の高揚を図るため、人権週間(12月4日から12月10日)を中心に、テレビ・ラジオ等のメディアを利用して情報提供を実施します。	健康福祉政策課
	人権尊重意識の醸成のための啓発活動の強化促進	県民の人権尊重の意識を高めるために、テレビ・ラジオを通じた啓発活動を実施するとともに、県ホームページを活用して、人権施策の周知を図ります。また、人権啓発を促進するための啓発資料を作成し、人権問題講演会等イベント会場で広く県民・企業等に配布します。	健康福祉政策課
	男女雇用機会均等法の周知徹底	男女雇用機会均等法の趣旨が徹底されるよう、広報誌「労政ちば」等に掲載し、広報・啓発を実施します。	雇用労働課
警察官の計画的な増員と優れた捜査官の育成(再掲:92P)	警察官を計画的に増員し、警察官の業務負担を緩和するとともに、刑事任用専科入校枠を拡大し、複雑・多様化する犯罪に迅速・的確に対応できる捜査官を育成します。	警)警務課	

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり	関係機関の連携による相談者の身辺保護の徹底 (再掲:92P)	DV被害女性の一時保護を女性サポートセンター等に依頼するほか、裁判所からの保護命令に対して、被害者に対する連絡や相手方に対する指導警告を行います。また、県外居住者に対しては、他県警察に対する共助依頼を実施するなど相談者に対する二次的被害防止対策を実施します。	警)生活安全総務課
	外国人女性に関する人の密輸(トラフィッキング)等の対策の徹底による人身売買組織の排除 (再掲:92P)	被害女性を保護し、人身売買罪など各種法令を駆使して、悪質な雇用主、ブローカー等の組織が介在する事案を重点的に取り締まります。	警)風俗保安課
	風俗環境の浄化及び悪質営業店の排除 (再掲:92P)	風俗環境の浄化のために、違法風俗店や暴力団が介在する売春事犯、ピンクビラ、客引き、有害業務への職業紹介、勧誘等を取り締まります。	警)風俗保安課
	少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進	女性に対する暴力を誘引する有害環境を浄化するための事業に取り組みます。	警)少年課
	児童買春等事犯の取締りの強化 (再掲:92P)	携帯電話やインターネットの普及により、出会い系サイトを利用した児童買春事犯が増加しているため、関係法令を駆使した取締りを強化するとともに、被害児童に対しては少年センター職員等による立直り支援対策活動を推進します。	警)少年課
③ マスメディアにおける女性の人権への十分な配慮	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会の形成に向け、ちば県民共生センターにおいて各種講座を開催します。	男女共同参画課
	庁内における研修会の開催	男女共同参画の視点について、「広報推進委員会」を活用して庁内各課等に改めて意識の啓発を図るため、関係課と連携して研修を行います。	男女共同参画課、報道監
	少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進 (再掲:同P)	女性に対する暴力を誘引する有害環境を浄化するための事業に取り組みます。	警)少年課
	インターネットを利用した犯罪の取締り強化とサイバー犯罪被害防止にかかわる広報啓発活動の推進	インターネット上で女性の人権に対する侵害が行われないよう取締りを強化し、被害を未然に防止します。	警)生活経済課
	インターネット上の違法情報に関する取締り強化	女性蔑視等が含まれる差別意識に基づいた違法情報の取締りを強化することにより、男女差別意識の解消を側面から支援します。	警)生活経済課
	情報の受け手が情報を主体的に選別、判断できるための能力の育成と、家庭教育・学校教育・社会教育などの生涯にわたる教育・学習の充実を図ります。		(関係各課)
④ 防災(災害復興を含む)等における女性の人権への十分な配慮	地域防災計画等の整備	地域防災計画・マニュアル等における男女共同参画の視点の位置付けを行います。	男女共同参画課、消防地震防災課
	地域コミュニティにおける防災活動についても、男女共同参画の視点から固定的な性別役割分担意識の見直しや、方針決定過程及び活動への女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を図ります。		(関係各課)

(基本的な課題2) 教育の場における男女平等に関する教育・学習の促進

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 学校における男女平等に関する教育・学習の促進	学校人権教育研究協議会	県下全公立学校の管理職及び人権教育担当者と、市町村教育委員会の学校人権教育担当者を対象にした研修会を実施し、教職員が児童生徒一人ひとりの個性を認め、共感的で、きめ細かな指導力を身に付けられるようにします。	教) 指導課
	高等学校再編の推進	女子校を原則共学化し、男女が互いに尊重し協力する態度を育成するとともに、男子生徒の学校選択肢の拡大を図ります。なお、女子校に進学を希望する生徒に配慮し、学区を県内全域とするなどして2校程度を存続させ、今後の志願者の動向等によって、必要に応じ共学化を行います。	教) 県立学校改革推進課
	高校生インターンシップ推進事業	高校生が、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するため、企業の現場などで、在学中の学習内容や進路などに関する就業体験(インターンシップ)を実施します。	教) 指導課
	高等学校進路指導研究協議会	第1回(就職関係)、第2回(進学関係)の会議で、現状と課題についての研究協議を実施します。	教) 指導課
	スクールカウンセラー派遣事業	県内全中学校と高等学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談の充実を図ります。	教) 指導課
	子どもと親のサポートセンターにおける教育相談	不登校児童生徒や保護者の教育相談に応じたり、学生ボランティアを市町村に派遣したりして、随時教育相談に応じます。	教) 指導課
	学校人権教育指定学校	県の課題に即して研究指定校を指定し、男女の人権を含めた学校人権教育に関する教育内容、教育方法についての調査研究を行います。	教) 指導課
	学校人権教育推進校協議会	人権教育の取組について、情報交換・協議等を行い、学校人権教育の推進・充実を図ります。	教) 指導課
	学校人権教育指導資料刊行	教師の研修・指導に資するため、学校人権教育を推進する上で必要な資料を作成し、県下全公立学校に配付します。	教) 指導課
	女性教職員の管理職への登用促進	女性教職員への幅広い職務経験の付与等に努めるとともに、リーダーシップを発揮できる優れた人材の育成、登用を行い、適正な人事配置運営を推進します。さらに、意欲、能力及び適性のある女性教職員を登用するとともに、研修会等への参加を促すなど、管理職候補者としての資質・能力の向上に努め、リーダーシップを発揮出来る優れた人材の育成、登用に努めます。	教) 教職員課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 学校における男女平等に関する教育・学習の促進	学校における性教育の充実	保健学習の授業等の充実や、エイズ教育研修会(一般教諭対象)、エイズ教育指導者研修会(管理職対象)を開催し、エイズ教育用リーフレットを作成して配布します。	教)学校保健課
	保健室相談活動研修会	養護教諭を対象として保健室における相談活動の知識や技術の研修を行い、その資質の向上を図ります。	教)学校保健課
② 社会における男女平等に関する教育・学習の促進	男女共同参画セミナーの開催 (再掲:94P)	男女共同参画社会の形成に向け、ちば県民共生センターにおいて各種講座を開催します。	男女共同参画課
	男女共同参画に関する情報収集・提供事業 (再掲:93P)	男女共同参画についての理解を深めるために、各種情報の提供を行うとともに、学習関係の相談に応じ、男女共同参画を含む人権等についての学習機会の充実を図ります。	男女共同参画課
	千葉県生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習に関する様々な情報の提供や、県民の学習活動の多彩な成果を発表する機会とし、生涯を通じて学習することの意義について県民の理解を深めるとともに、学習意欲の一層の向上や学習活動への参加の促進を図ります。	教)生涯学習課
	家庭教育フォーラム	家庭教育及び子育てに関して、学校・家庭・地域社会が一体となった支援のあり方や課題を関係者が一堂に集い研修し、家庭教育の充実を図ります。	教)生涯学習課
	人権教育推進のための指導者養成と人権意識の啓発	広く市町村の社会教育関係者に対して男女平等に関する意識を含んだ人権教育に関する研修を実施します。	教)生涯学習課、指導課
	進学や就職等の進路についての若年者を対象とした相談体制の支援を行います。		(関係各課)

(基本的な課題3) 男女平等の視点に立った意識変革と制度・慣行の見直しのさらなる促進

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 固定的な性別役割分担意識の是正と制度・慣行の見直し	男女共同参画セミナーの開催 (再掲:94P)	男女共同参画社会の形成に向け、ちば県民共生センターにおいて各種講座を開催します。	男女共同参画課
	男女共同参画に関する広報啓発事業(イベントの開催、刊行物発行等)	男女共同参画に対する県民意識の啓発を図るとともに、男女共同参画社会の実現を目指した意識啓発等を行うため、各種のイベントを実施します。また、刊行物の発行やホームページによる広報を実施します。	男女共同参画課
	講師派遣 (再掲:93P)	男女共同参画についての理解を深めるため、教職員に対する研修をはじめ、市町村や企業、各種団体などの依頼により、県職員を講師として派遣します。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画推進本部研修会の開催	千葉県男女共同参画推進本部幹事会において、外部講師を招いての男女共同参画に関する先進事例の紹介など、幹部職員の意識啓発のための研修会を開催します。	男女共同参画課
	市町村男女共同参画担当者セミナー	市町村男女共同参画担当者の意識を高め、男女共同参画の取組を促進するため、ちば県民共生センターにおいてセミナーを開催します。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画推進懇話会計画評価専門部会、千葉県DV防止・被害者支援基本計画管理委員会の設置	千葉県男女共同参画計画に位置付けられた事業について、専門部会を設置し、計画的に進行管理に当たります。また、千葉県DV防止・被害者支援基本計画を計画的に推進するための管理委員会を設置します。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画白書の発行	県における男女共同参画に関する状況を周知することにより、県民の理解を深め、意識の醸成を図るとともに、千葉県男女共同参画計画(第2次)の進行状況を適切に管理するため、事業の実施状況等を調査し、施策の適切な実施や見直し等に反映させます。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画苦情処理委員の設置 (再掲:91P)	県の男女共同参画に関する施策やDV被害者保護に当たる県職員の職務執行に関する苦情等を適切に処理するため、苦情処理機関を設置します。	男女共同参画課
	県民意識調査	本県の男女共同参画の意識、実態について把握し、その問題点を解析し、課題を明確にするために次期計画策定に当たり実施します。	男女共同参画課
	職員意識調査	県職場における男女共同参画を推進するための意識改革や環境整備等を図るため、職員の男女共同参画に関する意識や職場の現状等を把握します。	男女共同参画課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 固定的な性別役割分担意識の是正と制度・慣行の見直し	新採職員研修	必要とされる基礎的知識・技能を修得し、併せて県職員としての心構えを確立することを目的として、新採職員研修を実施する中で、男女共同参画の視点に立った県行政を推進するために男女共同参画社会に関して正しく理解をするとともに、必要な行政の役割を認識するための研修を行います。	職員能力開発センター、男女共同参画課
	基本研修(行政課題)	25歳・30歳・35歳・40歳・45歳の節目に達する職員を対象として、県政を取り巻く重要課題を理解し、業務の執行に当たって適正な判断と対応ができるように、県政の基礎的な情報を習得する基本研修の中で、男女共同参画を課題の一つとして実施します。	職員能力開発センター
	人権尊重意識の醸成のための啓発活動の強化促進 (再掲:93P)	県民の人権尊重意識を高めるため、テレビ・ラジオを通じた啓発活動を実施するとともに、県ホームページを活用して人権施策の周知を図ります。また、人権啓発を促進するための啓発資料を作成し、人権問題講演会等イベント会場で広く県民・企業等に配布します。	健康福祉政策課
	人権保障に関する条約・法令についての広報 (再掲:93P)	様々な人権問題について、家庭・学校・職場・地域社会等で学習できるように、国連での取組や現在の人権の状況について解説した啓発資料を作成し、配布します。また、県ホームページを活用した広報を実施します。	健康福祉政策課
② 男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集、提供	男女共同参画に関する調査研究事業	ちば県民共生センターで行う事業の効率的な推進を図るため、来所者及び講座受講者へのアンケート調査を実施します。	男女共同参画課
	男女共同参画に関する情報収集・提供事業 (再掲:93P)	男女共同参画についての理解を深めるため、ちば県民共生センターを中心に、各種情報の提供を行うとともに、学習関係の相談に応じ、男女共同参画を含む人権等についての学習機会の充実を図ります。	男女共同参画課
	各種媒体を活用した男女共同参画に関する情報の提供	各種統計・調査は、集計を男女別に行うなど、男女共同参画の視点に配慮したものとしていきます。また、統計や調査の結果を、各種媒体による提供を通じて、広く県民に還元します。	統計課
	生涯学習情報提供システム事業の拡充	インターネットで学習機会、講師などの各種の生涯学習情報を提供する生涯学習情報提供システム(ちばりすネット)の運用を行い、市町村・大学など研究機関・NPO・民間企業等との連携を強化し、基礎から発展レベルまで段階を追った情報が提供できるように努めます。	教)生涯学習課

目標Ⅱ みんなが政策・方針決定の場に参画できる機会を持てる社会を目指します

(基本的な課題1) 政策・方針決定過程における女性の参画促進

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 企業・各種団体・機関等における方針決定過程への女性の参画促進	事業所表彰及び事業所向け広報誌の発行	男女共同参画への取組が事業所の競争力強化や活性化、イメージ向上などに多くのメリットがあることを事業所や県民に広く周知するため、すでに取組実績を上げている事業所を表彰するとともに、受賞事業所を掲載した広報誌を発行します。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画推進連携会議の設置	民間や地域団体との協働により、民間等の自主的な男女共同参画活動を促進するための組織を設置します。	男女共同参画課
	企業におけるポジティブ・アクションの促進についてのセミナーの開催	千葉労働局、21世紀職業財団等と連携してセミナーを開催し、働く女性が性により差別されることなく能力を十分発揮できるよう、男女労働者の間に事実上生じている格差の解消を目指して、企業が積極的かつ自主的に取り組むための啓発、促進を図ります。	雇用労働課
	農山漁村男女(ともに)に参画いきいき支援事業(女性団体ネットワーク化)	農山漁村の重要な担い手である女性の社会参画を推進して、農林水産業の活性化を図るため、関連団体と連携し、啓発活動・推進懇話会の開催・ネットワーク活動の支援等を行います。	農林水産政策課、関係各課(団体指導課、農業改良課、林務課、水産課)
② 行政における政策決定過程への女性の参画促進	県職場における女性登用のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)計画の策定	女性職員の登用を促進するため、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)計画を策定します。	総務課、関係各課
	審議会等への女性登用促進要綱の遵守	県が設置する審議会等委員への女性の登用を促進するため、事前協議等で女性の登用を呼びかけます。	男女共同参画課
	市町村男女共同参画担当課長会議の開催	市町村における男女共同参画の取組を促進するため、男女共同参画に関する各種情報を提供します。	男女共同参画課
	女性人材リストの作成	女性人材リストの充実を図り、審議会委員等への女性のさらなる登用を図ります。	男女共同参画課
	市町村男女共同参画担当者セミナー(再掲:97P)	市町村男女共同参画担当者の意識を高め、男女共同参画の取組を促進するため、ちば県民共生センター及び同東葛飾センターにおいてセミナーを開催します。	男女共同参画課
	県職場における女性職員の役付登用の促進	県の施策を積極的に展開するため、職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用を図ります。また、研修による意識改革や人材開発に努めるとともに、職域拡大を図り、これまで主として男性が担当してきた業務(ポスト)にも積極的に女性を登用します。	総務課、関係各課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
② 行政における政策決定過程への女性の参画促進	県職場における男性の育児休業取得促進	「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」、「千葉県教育委員会職員仕事・子育て両立支援プラン」、「千葉県警察職員子育て支援行動計画」等に掲げた男性職員の育児休業取得率50%(県警にあつては、取得を希望する者全員の取得等。)の達成に向け、職場及び職員の意識改革を進めます。知事部局及び教育庁は、特に配偶者の産後8週間の期間における育児休業取得を促進することにより、目標の達成に努めます。	総務課、教)教育 総務課、警)警務課
	県職場における短時間勤務制度の導入の検討	県職員が仕事と家庭等を両立させ、意欲的に職務に取り組むことができるための環境整備の一つとして、短時間勤務制度の導入について、法改正の動向を踏まえながら検討します。	総務課、関係各課
	農山漁村男女に参画いきいき支援事業(農業委員への登用要請等)	市町村の農業委員会への女性の登用促進を呼びかけます。	農林水産政策課、 団体指導課
	女性教職員の管理職への登用促進 (再掲:95P)	女性教職員への幅広い職務経験の付与等に努めるとともに、リーダーシップを発揮できる優れた人材の育成、登用を行い、適正な人事配置運営を推進します。さらに、意欲、能力及び適性のある女性教職員を登用するとともに、研修会等への参加を促すなど、管理職候補者としての資質・能力の向上に努め、リーダーシップを発揮出来る優れた人材の育成、登用に努めます。	教)教職員課
	女性警察官の採用及び職域の拡大、幹部への登用の推進	女性警察官について、男性警察官と同一基準の昇任試験等による幹部への登用及び女性の特性を生かした職域の拡大を推進し、県民の多様なニーズに応える体制整備を図ります。	警)警務課
③ 女性のエンパワーメントのための教育・学習機会の充実	ちば県民共生センター等の整備	男女共同参画社会の実現のため、各種相談事業や情報発信・受信、及び広報・啓発のための各種講座の開催を行います。	男女共同参画課
	男女共同参画に関する学習・研修事業(自己開発・人材養成セミナー)	ちば県民共生センターにおいて、女性が自分の問題を認識し、それに対処する方法を学ぶための講座を開催します。	男女共同参画課
	男女共同参画に関する交流・活動支援事業(ネットワーク会議の開催)	男女共同参画社会の実現に関心を持ち、寄与している県内の有識者及び団体等を対象に会議を開催し、参加者相互及び県との連携を図ることで、県内の男女共同参画の取組を促進します。	男女共同参画課
	女性人材リストの作成 (再掲:99P)	女性人材リストの充実を図り、審議会委員等への女性のさらなる登用を図ります。	男女共同参画課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
③ 女性のエンパワーメントのための教育・学習機会の充実	国際会議等における意見交換・情報収集等	学術・研究分野をはじめ、様々な分野における県内の女性の地位向上のため、国際会議等に参加を促し、意見交換・情報収集を行います。	男女共同参画課
	新採職員研修 (再掲:98P)	必要とされる基礎的知識・技能を修得し、併せて県職員としての心構えを確立することを目的として、新採職員研修を実施する中で、男女共同参画の視点に立った県行政を推進するために男女共同参画社会に関して正しく理解をするとともに、必要な行政の役割を認識するための研修を行います。	職員能力開発センター・男女共同参画課
	農山漁村男女に参画いきいき支援事業(女性団体ネットワーク化) (再掲:99P)	農山漁村の重要な担い手である女性の社会参画を推進して、農林産業の活性化を図るため、関連団体と連携し、啓発活動・推進懇話会の開催・ネットワーク活動の支援等を行います。	農林水産政策課、農業改良課、林務課、水産課
女性教職員の管理職への登用促進 (再掲:95P)	女性教職員への幅広い職務経験の付与等に努めるとともに、リーダーシップを発揮できる優れた人材の育成、登用を行い、適正な人事配置運営を推進します。さらに、意欲、能力及び適性のある女性教職員を登用するとともに、研修会等への参加を促すなど、管理職候補者としての資質・能力の向上に努め、リーダーシップを発揮出来る優れた人材の育成、登用に努めます。	教)教職員課	

目標Ⅲ みんなが家庭・地域・職場において持てる能力を発揮し、人間らしく調和のある生活ができる社会を目指します

(基本的な課題1) 労働の場における男女平等の促進

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	事業所表彰及び事業所向け広報誌の発行 (再掲:99P)	男女共同参画への取組が事業所の競争力強化や活性化、イメージ向上などに多くのメリットがあることを事業所や県民に広く周知するため、すでに取り組実績を上げている事業所を表彰するとともに、受賞事業所を掲載した広報誌を発行します。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画推進連携会議の設置 (再掲:99P)	民間や地域団体との協働により、民間等の自主的な男女共同参画活動を促進するための組織を設置します。	男女共同参画課
	男女雇用機会均等法の周知徹底 (再掲:93P)	男女雇用機会均等法の趣旨が徹底されるよう、広報誌「労政ちば」等に掲載し、広報・啓発を実施します。	雇用労働課
	企業におけるポジティブ・アクションの促進についてのセミナーの開催 (再掲:99P)	千葉労働局、21世紀職業財団等と連携してセミナーを開催し、働く女性が性により差別されることなく能力を十分発揮できるよう、男女労働者の間に事実上生じている格差の解消を目指して、企業が積極的かつ自主的に取り組むための啓発、促進を図ります。	雇用労働課
	労働相談の実施	千葉県労働相談センターで、一般労働相談として専門相談員が面接又は電話により労働者や使用者が抱えている労働問題の解決に向けた具体的なアドバイスを行います。さらに、特別労働相談として、月3回、労働問題に精通した弁護士が解雇理由や未払い賃金の請求方法など民事関係の相談に応じます。	雇用労働課
	“社員いきいき！元気な会社”宣言企業の募集と公表	子育て中の社員が働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業を募集し、企業名と取組内容を県のホームページ等により広く紹介します。	雇用労働課
	交番の整備	県民の要望や治安情勢等を踏まえた交番の新設、再整備に際し、女性用仮眠室・トイレ等を整備することにより、女性警察官の職域拡大を推進します。また、女性警察官を交番に配置することにより、女性被害者等のプライバシーに配慮した効果的な警察活動を行うとともに、住民が気軽に立ち寄り、困り事等の相談をすることができる環境を整備します。	警)地域課
② 農林水産業における男女のパートナーシップの確立	農山漁村男女(とも)に参画いきいき支援事業(女性の起業等)	農山漁村において、女性農業者の経営参画・社会参画のための能力向上を図るとともに、女性の起業活動に対し、商品化・販売技術・経営管理等の能力のレベルアップを図ります。また、女性が活動しやすい環境づくりのための支援体制を検討します。	農林水産政策課、農業改良課、林務課、水産課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
② 農林水産業における男女のパートナーシップの確立	農山漁村男女(とも)に参画いきいき支援事業(女性団体ネットワーク化)(再掲:99P)	農山漁村の重要な担い手である女性の社会参画を推進して、農林産業の活性化を図るため、関連団体と連携し、啓発活動・推進懇話会の開催・ネットワーク活動の支援等を行います。	農林水産政策課、農業改良課、林務課、水産課
	農山漁村男女(とも)に参画いきいき支援事業(農業委員への登用要請等)(再掲:100P)	市町村の農業委員会への女性の登用促進を呼びかけます。	農林水産政策課、団体指導課
	農村女性起業家育成レベルアップ事業	農山漁村域において、女性農業者の経営参画、社会参画のための能力向上を図るとともに農村女性起業活動に対し徹底した起業経営研修で、商品化・販売技術・経営管理等の能力のレベルアップを図り、農業・農村環境を生かした加工販売のほか、農家レストラン、観光・体験農業など多様な起業ビジネスの導入や経営強化できる女性起業家を育成し売上額増加と地域活性化を進めます。また、女性が活動しやすい環境づくりのため支援体制整備の検討をします。	農業改良課
	家族経営協定の締結促進	農業経営の発展と女性の能力発揮等のため、家族経営協定の普及推進を図ります。	農林水産政策課、農業改良課、林務課、水産課
③ 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援	女性・中高年者の開業・育成支援	新規開業希望や開業後間もない事業者に対する「開業・育成資金」に、女性ならではの感性を生かした新事業を開始する場合や、中高年者が自らの経験を生かして独立開業を試みる場合の資金調達を支援するために、同資金に女性及び中高年者向けのメニューを設けます。	経営支援課
		女性の経済的地位向上、経営参画促進のための自営業者、家族従業者の生活・就労実態の把握に努めます。	(関係各課)
④ 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備	労働時間の短縮の周知	労働時間短縮の周知徹底を図るため、広報誌「労政ちば」への掲載及び「労働大学講座」等で広報・啓発を行うとともに、40時間移行後の県内企業における労働時間の実情を把握し施策に反映させるため、3年ごとに「労働時間等実態調査」を実施します。	雇用労働課
	パートタイム労働実態調査	県内の民間事業所に働くパートタイム労働者の賃金、労働条件等について調査し、その実態を明らかにします。	雇用労働課
	NPO、在宅ワーク等の就労実態把握	女性の再就職支援を実施していく中で、NPO、在宅ワークの実態を把握します。	雇用労働課
	生涯現役サポートセンター設置事業	シニア世代の再就職支援として、キャリアコンサルタントによる個別相談や、研修、セミナーなどの情報提供を行います。	雇用労働課
⑤ 働く女性の母性保護	労働安全衛生法の周知徹底	労働安全衛生法を周知徹底することで女性の母性保護を図るため、年3回の安全週間において「労政ちば」への掲載及び市町村への広報依頼を行います。	雇用労働課

(基本的な課題2) ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 社会全体での子育て、介護支援の促進	預かり保育推進事業	子育てを支援する観点から、幼稚園の教育時間の前後や休業期間中(土日祝・8月)に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を実施する学校法人立幼稚園に対し、経費の負担の軽減を図ります。	学事課
	ファミリー・サポート・センターの運営助成	地域における子育てに関する多様なニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センターの運営に対し、助成を行います。	児童家庭課
	子育て地域力強化モデル事業	地域のみんなで子どもと子育て家庭を支えるという考え方を普及するため、市町村を含めた地域の多様な子育て支援者・団体等が参画する子育て支援のための地域力強化の取組で、他の市町村のモデルとなるものに対して支援します。	児童家庭課
	地域子育て支援センター及びなのはな子育て応援事業(ミニ子育て支援センター)の設置	都市化や核家族化の進展による地域・家庭における子育て力の低下や少子化による同年代の親子の交流機会の不足により、育児不安を抱える在宅の親が増加しているため、子育てのノウハウを持つ保育所が子育て支援センターとしての機能を発揮できるよう支援します。	児童家庭課
	すこやか保育事業	次代を担う子どもたちが健やかに育成されるよう、保育所における保育士の充足を図るとともに、多様な保育ニーズに的確に対応できる保育を総合的に推進することにより、入所児童の処遇向上及び保育内容の充実に係る経費を補助します。	児童家庭課
	子育て応援人材バンクづくり支援事業	核家族化の進展等により失われつつある家庭や地域の伝承的な子育て力の機能の回復を図り、子どもと子育て家庭を地域全体で支援するために、子育てサポーターの養成と人材の確保を図ります。また、その活用のためのネットワークづくりを推進することにより、地域全体での子育てを推進します。	児童家庭課
	一時保育(保育対策等促進事業)	専業主婦家庭の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育の需要に対応します。	児童家庭課
	休日保育(保育対策等促進事業)	日曜・祝日等の保護者の勤務等により、児童が保育に欠けている場合の保育ニーズに対応します。	児童家庭課
	乳児保育の促進	女性の社会進出に伴う乳児保育ニーズに対応します。	児童家庭課
	保育対策等促進事業	仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、一時保育、休日保育、乳児保育などの地域における多様な保育需要に対応する事業に必要な経費を補助します。	児童家庭課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 社会全体での子育て、介護支援の促進	放課後児童健全育成事業	小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る事業について、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して補助を行います。	児童家庭課
	児童館(児童センター)設置費補助	児童の健全育成の拠点となる児童館を配備し、健全な遊びを通じて、児童の集団及び個別的指導を行うため、社会福祉施設整備費及び設備整備費補助金(負担金)交付要綱に基づき、市町村等が行う児童館(児童センター)の整備及び初年度設備整備に対し補助を行います。	児童家庭課
	民間児童館活動事業費補助	民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図ることを目的とした活動事業費について補助を行います。	児童家庭課
	まっ白い広場(プレーパーク)づくりモデル事業の推進	既存の与えられた公園等ではなく、子どもたちが想像力を生かし、自分たちの責任で、異年齢の子どもたちとも群れて自由に遊ぶことができる遊び場づくりをモデル事業として推進します。	児童家庭課
	児童手当支給事業	児童を養育している家庭の生活を安定させ、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に寄与します。	児童家庭課
	乳幼児医療費助成事業	乳幼児の保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援の観点から、乳幼児の疾病にかかる医療費に対して市町村が助成を行う医療費について補助します。	児童家庭課
	障害児タイムケア事業	デイサービス対象外の障害のある中高生を中心に、放課後・夏休み等に子どもを安心して預かってもらえる場所を確保し、障害児を介護する親の子育て支援や就労支援及び介護の負担を軽減します。	障害福祉課
	障害児・者在宅支援事業	障害児タイムケア事業など、国の制度では補えない緊急時等の迅速・柔軟な預かり等サービスを常時実施する小規模事業所に補助することにより、身近な地域でサービスを受けられる場所を確保し、障害児を介護する親の負担を軽減します。	障害福祉課
	発達障害者への支援(発達障害者支援センター運営・発達障害者支援体制整備)	発達障害を有する障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として発達障害者支援センターを設置し、発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により総合的な支援体制の整備を推進し、発達障害児(者)及びその家族の福祉の向上を図ります。	障害福祉課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
② ワーク・ライフ・バランスの実現(働き方の見直し)	仕事と家庭を考えるセミナーの開催	働く女性の母性保護も含む育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援することを目的とした育児・介護休業法の周知徹底を図るため、千葉労働局、21世紀職業財団等と連携し、広報・啓発を図るとともに、セミナーを開催します。	雇用労働課
	次世代育成支援の行動計画の啓発	次世代支援推進法に基づく行動計画を啓発します。	雇用労働課
	パートタイム労働法の周知徹底	パートタイム労働法の周知徹底を図るため、広報誌「労政ちば」への掲載及び「労働大学講座」等で広報・啓発を行います。	雇用労働課
	ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	企業の人事・労務担当者等を対象に、新しい雇用管理としてのワーク・ライフ・バランスの有効性(企業経営上も有益になりうること)について認識を深め、実行を促す学習・情報交換の場としてセミナーを開催します。	雇用労働課
③ 家事、子育て、介護等への男女共同参画の促進	男女共同参画セミナーの開催(再掲:94P)	男女共同参画社会の形成に向け、ちば県民共生センターにおいて各種講座を開催します。	男女共同参画課
	事業所表彰及び事業所向け広報誌発行(再掲:99P)	男女共同参画への取組が事業所の競争力強化や活性化、イメージ向上などに多くのメリットがあることを事業所や県民に広く周知するため、すでに取組実績を上げている事業所を表彰するとともに、受賞事業所を掲載した広報誌を発行します。	男女共同参画課
	さわやかちば県民プラザの子育て支援講座、親子参加講座の開設	子育て支援を趣旨とする講座及び親子で参加できる講座を充実し、世代を超えて男女が協力をして子育てをし、ふさわしい親子関係や充実した家庭生活を営むための支援をします。	教)生涯学習課
④ 再就職希望者に対する支援	内職相談の実施	各県民センター・同事務所において、内職に関する情報の提供及びあっせんを行い、就業を支援します。	雇用労働課
	子育てお母さん再就職支援センターの整備	「働きたい」と希望しながら、思うように再就職できない女性を後押しし、再チャレンジを支援する総合的機能を持つ「再就職支援拠点」として、「子育てお母さん再就職支援センター」を整備します。	雇用労働課
	離職者等再就職訓練事業	離職者等の再就職に当たり、職業能力の開発を必要とする求職者に対して、求職者に応じた多様な訓練メニューを提供し、再就職促進のための支援をします。	雇用労働課
	再就職等支援委託訓練事業	労働の流動化により、新たな職業能力の開発やキャリア形成が求められ職業訓練に対するニーズが多様化かつ増大し、また、企業等の求人側も即戦力となる高度で専門的な人材を求める傾向にあるため、再就職等のための訓練を実施します。	雇用労働課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
④ 再就職希望者に対する支援		県、市町村、企業等による採用時の年齢制限撤廃・緩和を促進します。	(関係各課)
⑤ ひとり親家庭等への自立支援	児童扶養手当支給事業	父と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を目的として手当を支給することにより母子家庭の生活の安定と自立促進を通じて、児童の健全育成を図ります。	児童家庭課
	ひとり親家庭等医療費等助成事業	母子家庭及び父子家庭等の経済的負担と精神的負担を軽減することにより、母子家庭及び父子家庭等の福祉の向上を図るため、市町村が行うひとり親家庭等医療費等助成事業に対し補助します。	児童家庭課
	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等が、就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員等を派遣し、母子家庭等の生活の安定を図ります。	児童家庭課
	母子寡婦福祉資金貸付金	母子及び寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭・寡婦等を対象として修学資金、就学支度資金、住宅資金など13種類の貸付を実施します。	児童家庭課
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等に対して、一貫した就業サービスを提供し、従来の支給型の福祉から自立支援型の福祉への転換を図ります。	児童家庭課
	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母及び常用雇用する事業主に対し給付金を支給します。	児童家庭課
	母子家庭の母等に対する職業訓練事業	就労経験がない又は就労経験に乏しい母子家庭の母や、自立支援プログラムに基づき福祉事務所を通じ受講を希望する生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、民間教育訓練機関等を活用して、就職に必要な知識・技能の習得を図り、職業的自立の促進に資するため母子家庭の母等に対する職業訓練を実施します。	雇用労働課
	県営住宅の整備促進と入居の優遇措置	ひとり親家庭などを含めた住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を供給するため、県営住宅の整備を進めるとともに、身体障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯などに対しては、入居募集時の抽選において優遇措置を講じます。	住宅課
		ひとり親家庭等の自立意識の啓発と交流を促進します。	(関係各課)

(基本的な課題3) 男女がともに担う地域づくりの促進

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 地域活動への男女共同参画の促進	地域づくり情報広場	地域活動の情報提供をインターネットで行い、活動主体の交流・連携の促進及び県民の地域活動の活性化を図り、地域の活力を向上させます。	企画調整課
	千葉県男女共同参画推進連携会議の設置(再掲:99P)	民間や地域団体との協働により、民間等の自主的な男女共同参画活動を促進するための組織を設置します。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画地域推進員の設置	市町村と連携して、地域特性を踏まえた男女共同参画を効果的に促進するため、男女共同参画地域推進員を設置し、男女共同参画に関する活動を展開します。	男女共同参画課
	県ホームページを利用した環境学習情報の提供	環境学習に係る情報について、インターネットを通じて県民に一元的に提供し、環境に関する県民意識の向上を図り、県民の環境に配慮した行動を促します。	環境政策課
	県民環境講座	県民に環境や環境問題の現状について理解を深めてもらうため、環境各分野の専門家を講師に迎え、現状や課題、最新の動向などについて講演を行います。	環境政策課
	水生生物による水質調査	水域環境の把握と一般県民に対する水環境保全への普及啓発を図るため、環境省が定めた調査方法により一般県民による調査を行います。	水質保全課
	みんなのちからで行う防犯活動支援事業	地域住民による自主防犯活動を支援するため、住民自らが企画して行う防犯パトロール、地域診断や安全マップの作成などの防犯活動に対し、市町村、警察、県等が計画策定段階からアドバイスをするとともに、財政的支援を行います。また、市町村が地域の防犯活動を促進させるために行う事業にも同様に支援を行います。	県民生活課
	NPOに関する戦略的広報・普及啓発活動の推進	県内のNPOに関する広報・啓発を行い、NPOに対する県民理解の向上、NPO活動への参加促進等を図ります。	NPO活動推進課
	NPO事業力向上セミナー等	NPOに関する事業力(人材育成力、広報力、組織力、事業開発力など)の向上を図るセミナー等を実施し、NPOの自主的・自立的な活動の継続的展開を支援します。	NPO活動推進課
	都市公園における情報提供	インターネットによる都市公園情報ネットワークを整備することにより、公園情報を迅速かつ効率的に提供し、県立都市公園の施設利活用状況やボランティア活動等の情報の共有化を促進し、ボランティア募集や緑化知識の情報提供の効率化を図ります。(指定管理者制度により運営、県ホームページから指定管理者のホームページにリンクするようにします。)	公園緑地課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 地域活動への男女共同参画の促進	都市公園の整備(人にやさしい公園の整備)	都市における緑の保全と県民の憩いやレクリエーション及び防災空間を確保し、男女とも快適に利用できるようにするため、都市公園等の整備を実施します。	公園緑地課
	都市公園における住民参画	県民の公園緑地に対する意識や関心が高まり、参加意欲も増えてきていることから、多様なニーズを踏まえ、都市公園の利用促進を図るために、計画段階から県民の意向を反映させ、協同による公園の整備や管理運営を行うことを目的とし、公園ボランティア募集用リーフレットの作成やボランティアの参加を促す仕組みづくりを行います。(指定管理者制度により運営)	公園緑地課
	県立学校開放講座の開催	県立高等学校等の専門的な教育機能を生かした講座を通じて県民に学校を開放し学習機会を提供します。また、県民にとって、身近で地域の貴重な財産である学校が「開かれた学校」として、地域における学びや地域づくりの拠点として役割を果たすために、学校施設の地域開放を積極的に促進するとともに、生涯学習社会にふさわしい特色ある学習活動を推進します。	教)生涯学習課
	県立学校文化施設・体育施設の開放	県民にとって、身近で地域の貴重な財産である学校が「開かれた学校」として、地域における学びや地域づくりの拠点の役割を果たすために、学校施設の地域開放を積極的に促進します。	教)文化財課・体育課
	PTA指導者研修会の開催	千葉県下の高等学校、盲・聾・養護学校などのPTA指導者を対象に、PTAに関する諸問題について研究協議し、PTA活動の充実・発展・活性化を図ります。	教)生涯学習課
② いきいきと活力ある農山漁村の実現	農山漁村男女に参画いきいき支援事業(女性団体ネットワーク化)(再掲:99P)	農山漁村の重要な担い手である女性の社会参画を推進して、農林産業の活性化を図るため、関連団体と連携し、啓発活動・推進懇話会の開催・ネットワーク活動の支援等を行います。	農林水産政策課、農業改良課、林務課、水産課
	農業集落排水事業	農業振興地域内の受益戸数20戸以上の集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設を整備し、農村生活環境の改善を図り、併せて農業用排水と公共水域の水質の保全を図ります。	農村整備課
	農地・水・環境保全向上対策	地域において農地・水・農村環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同作業と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を協定に位置付け、多様な主体の参画を得て総合的・一体的に実施する活動を支援します。	農村整備課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
② いきいきと活力ある農山漁村の実現	ちば食育活動促進事業	庁内の部局を横断したプロジェクトを設置し、県民が「食の宝庫ちば」に育った喜びを実感できるよう取り組みます。また、「食育」は、県民運動として展開する必要があるため、シンポジウムの開催、広報誌の発行などにより啓発するとともに、地域で食育に取り組む「食育ボランティア」や「食育サポート企業」を公募・登録し、その活動を支援するほか、千葉県食育推進計画の策定、小・中学校における栽培から収穫、調理までを実践する体験学習を実施します。	安全農業推進課
	農村女性起業家育成レベルアップ推進事業 (再掲:103P)	農山漁村域において、女性農業者の経営参画、社会参画のための能力向上を図るとともに農村女性起業活動に対し徹底した起業経営研修で、商品化・販売技術・経営管理等の能力のレベルアップを図り、農業・農村環境を生かした加工販売のほか、農家レストラン、観光・体験農業など多様な起業ビジネスの導入や経営強化できる女性起業家を育成し売上額増加と地域活性化を進めます。また、女性が活動しやすい環境づくりのため支援体制整備の検討をします。	農業改良課
	農山漁村の活性化に向けた都市と農山漁村の交流を支援します。		(関係各課)

(基本的な課題4) 地球市民として国際社会と協働できるまちづくりの促進

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 国籍にかかわらずともに暮らせる環境づくりの促進	外国籍県民にも暮らしやすい千葉県づくり推進事業	外国籍県民や有識者、NPO、民間交流団体、留学生、研修員から本県の外国籍県民施策等について意見を聴取するとともに、県民活動の方向等を啓発するための講演会の開催等の啓発を行います。さらに、収集した情報について分析し、課題の整理等を行い、市町村と連携、役割分担をしながら外国籍県民にも暮らしやすい千葉県づくり施策の推進を図ります。	政策推進室
	外国人テレホン相談事業	日本語で自由に意思疎通のできない在住外国人が増加している中、英語及びその他言語での情報提供が必要となっています。そこで、県内在住の外国人が安全で快適な生活を送ることができるよう、総合的な相談窓口として、外国人テレホン相談を実施します。	政策推進室
	外国語による情報提供	外国籍県民にとって、生活に役立つ情報や国際交流に関する情報を入手するのが十分ではない実情があることから、インターネットやメールマガジン等を活用した情報提供を行うとともに、災害時における県内在住外国人の支援策を検討します。	政策推進室
	外国人児童生徒の学習支援	日本語が十分理解できないために問題を抱えがちな外国人児童生徒を支援するため、教員やボランティア等の関係者が一堂に会する研修会を開催し、知識や技術の向上を図るとともに、併せて関係者のネットワーク化を目指します。	政策推進室
	外国人児童生徒教育環境の整備	外国人児童生徒の教育環境の充実を図るため、インターナショナルスクールの整備を促進します。	政策推進室
	ホームページの多言語化	ホームページを英語、中国語、韓国・朝鮮語に対応させ、内容の更新を行います。	報道監
	外国人児童生徒等教育相談員派遣事業	外国人児童生徒等の母語を理解する者を学校に派遣し、日本語指導・適応指導等の充実を図ります。	教)指導課

目標Ⅳ みんなが生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる社会を目指します

(基本的な課題1) 生涯を通じたからだと心と社会的な健康づくりの促進

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 性差を踏まえた総合的な健康支援施策の推進	健康相談担当者研修会	個々の健康課題に男女差があることを踏まえて、適切な保健医療を提供できるよう関係者の資質の向上を図るため、保健医療従事者を対象とした研修会を開催します。	健康づくり支援課
	女性のための健康相談	身体的・精神的な悩みを有する女性に対し、県民の身近な健康福祉センターにおいて医師及び保健師等による総合的な相談指導を実施します。	健康づくり支援課
	性差を考慮した保健医療シンポジウムの開催	女性と男性の更年期や心のケア等をテーマにしたシンポジウムを開催し、性差医療についての理解促進を図ります。	健康づくり支援課
	女性の健康に関する疫学調査の継続的な実施	女性は特有の身体的特徴を有することから、各年代において、男性とは異なる様々な健康上の障害が出現するため、専門家の意見をもとに女性の健康課題を明らかにし、男女差を踏まえた保健医療を推進するため、県単独の疫学調査を実施します。	健康づくり支援課
	健康づくり対策の推進	生活習慣病や寝たきりを予防するため、生涯にわたる一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する環境づくりを進めます。	健康づくり支援課
	女性のための健康支援事業	個々の健康課題に男女差があることを踏まえて、適切な保健医療を提供できるよう関係者の資質の向上を図るため、保健医療従事者を対象とした研修会等を開催します。	健康づくり支援課
	思春期保健相談事業	思春期の児童やその家族などを対象に、思春期特有の身体や性、食生活、心の問題に関する悩みなどの相談を受けることで、思春期の子どもの心と身体の健全な育成を図ります。	児童家庭課
	乳がん検診体制強化推進事業	マンモグラフィ緊急整備費補助事業、乳がんマンモグラフィ検診従事医師等研修事業、乳がん超音波研修事業、乳がん自己触診指導者等研修事業等を行います。	疾病対策課
	女性のがん検診啓発普及事業	希望する大学で子宮がん等の出張講座を開催します。	疾病対策課
	学校における性教育の充実 (再掲:96P)	保健学習等の授業等の充実や、エイズ教育研修会(一般教諭対象)、エイズ教育指導者研修会(管理職対象)を開催し、エイズ教育用リーフレット作成して配布します。	教)学校保健課
	県スポーツ科学総合センターにおける各種講座等の実施	県民の健康・体力づくりのため、各個人の体力や健康に合わせた講座を展開します。	教)体育課
県立病院の施設整備	女性の専用外来の拡充・相談体制の充実を図ります。	病)経営管理課	

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
② 女性の健康等に関する意識の浸透	赤ちゃんをたばこから守ろう！特別支援事業	啓発パンフレットを母子手帳と同時に配布します。また、貸出用啓発パネルを作成します。	健康づくり支援課
	中学生・高校生による健康づくりピア相談事業	思春期特有の悩みを抱える同世代の仲間同士が、悩みや学んだ知識を共有し合えるよう身近な相談の場を設け、思春期の子どもたちが相談しやすい体制を整備します。	児童家庭課
	思春期保健相談事業 (再掲:112P)	思春期の児童やその家族などを対象に、思春期特有の身体や性、食生活、心の問題に関する悩みなどの相談を受けることで、思春期の子ども達の心と身体の健全な育成を図ります。	児童家庭課
	薬物乱用防止対策事業	薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するため、千葉県薬物乱用対策推進本部が主体となり、関係機関との連携のもと、広範な啓発活動を実施するなど総合的な薬物乱用防止対策に取り組みます。	薬務課
	エイズ対策事業	家庭・学校等への正しい知識の普及啓発、相談体制や検査体制の充実、診療体制の確保等を推進します。	疾病対策課
	学校における薬物乱用防止教育の推進	保健学習の授業等の充実や、薬物乱用防止教育研修会、薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止標語募集を実施します。	教)学校保健課
	保健室相談活動研修会 (再掲:96P)	養護教諭を対象として保健室における相談活動の知識や技術の研修を行い、その資質の向上を図ります。	教)学校保健課
	学校における性教育の充実 (再掲:96P)	保健学習等の授業等の充実や、エイズ教育研修会(一般教諭対象)、エイズ教育指導者研修会(管理職対象)を開催し、エイズ教育用リーフレットを作成して配布します。	教)学校保健課
	少年による薬物乱用防止対策の推進	小・中・高校生等を対象として、薬物に関する正しい知識を持ち、薬物を乱用することがないように薬物乱用防止教室をはじめとする広報啓発活動を推進し、薬物乱用による重大な健康被害の発生について周知します。	警)少年課
		社会教育等における性に関する学習の充実を図ります。	(関係各課)
③ 妊娠・出産に関する健康支援の充実	赤ちゃんをたばこから守ろう！特別支援事業 (再掲:同P)	啓発パンフレットを母子手帳と同時に配布します。また、貸出用啓発パネルを作成します。	健康づくり支援課
	母子保健従事者研修	安全で快適な出産のできる環境を整えるために、母親学級、両親学級を企画・担当する母子保健従事者への研修、関係者への啓発を行います。	児童家庭課
	特定不妊治療費助成事業	不妊治療の経済的負担軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費のかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成します。	児童家庭課

施策の方向	事業名等	事業の概要	担当課名
③ 妊娠・出産に関する健康支援の充実	不妊相談センター事業	不妊で悩む夫婦等に、不妊に関する一般的な相談や不妊治療に関する情報提供、医療面・精神面での相談を行い、不妊の問題に適切に対応します。	児童家庭課
	遺伝相談指導事業	遺伝的な理由で結婚・妊娠・出産・職業選択にかかわる悩みを持つ人のために専門的な立場からの相談を行い、不安の解消につなげます。また正しい知識を普及させることで偏見の除去に努めます。	児童家庭課
	地域子育て支援センター及びなのはな子育て応援事業(ミニ子育て支援センター)の設置(再掲:104P)	都市化や核家族化の進展による地域・家庭における子育て力の低下や少子化による同年代の親子の交流機会の不足により、育児不安を抱える在宅の親が増加しているため、子育てのノウハウを持つ保育所が子育て支援センターとしての機能を発揮できるよう支援を行います。	児童家庭課
	乳幼児医療費助成事業(再掲:105P)	乳幼児の保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援の観点から、乳幼児の疾病にかかる医療費に対して市町村が助成を行う医療費について、補助を行います。	児童家庭課
	周産期母子医療センターの整備	周産期に起こる疾病や異常を予防し、未熟児や障害児の発生を予防するため、周産期医療の拠点となる周産期母子医療センターを整備します。	医療整備課

(基本的な課題2) 高齢者・障害者の生活の充実

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 高齢者・障害者福祉への男女共同参画の促進	県・市町村ボランティア(社会福祉)の充実	地域ぐるみ福祉を推進するための主要な担い手となるボランティアの活動支援、活動体制づくりのため、県及び市町村ボランティアセンターの機能を充実させます。	健康福祉指導課
	推進作業部会等への女性委員の参画	千葉県高齢者保健福祉計画推進作業部会・研究会への女性委員の参画を図ります。	高齢者福祉課
	同性介助の調査・研究	介護サービス利用者の視点に立ったサービスのひとつとして、性差に配慮した同性介助の実態やその必要性について調査・研究をします。	高齢者福祉課
	推進作業部会等への女性委員の参画	千葉県障害者計画推進作業部会・研究会への女性委員の参画を図ります。	障害福祉課
		高齢者・障害者の性を含む人権に配慮し、男女それぞれのニーズに対応した保健医療体制の充実を図ります。	(関係各課)
② 高齢者・障害者の自己決定と自己実現を可能にする社会環境づくり	鉄道駅エレベーター等整備事業補助	高齢者や障害者等をはじめとして全ての県民が、安心して安全に生活し、自らの意思で自由に行動し、平等に社会参加できるまちづくりを推進するため、市町村が行う鉄道駅エレベーター等整備事業に要する経費に対して補助を行います。	交通計画課
	超低床ノンステップバス等整備事業補助	路線バス車両における低床化車両の割合を向上するため、超低床ノンステップバス等の導入を誘導することにより、交通バリアフリー化の推進を図ります。	交通計画課
	成年後見をはじめとする権利擁護制度の普及啓発等	中核地域生活支援センターや地域包括支援センター等と連携し、判断能力が十分でない認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等が、虐待や悪質な訪問販売及び詐欺などの被害を防止し、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の普及啓発を図ります。 また、日常生活に支援が必要な認知症高齢者等が地域で自立した生活が送れるよう、千葉県後見支援センター及び広域後見支援センターの権利擁護活動を支援します。	健康福祉指導課、 高齢者福祉課、 障害福祉課
	高齢者相談事業	高齢者やその家族が抱える問題に対する相談を実施します。また、中核地域生活支援センター・地域包括支援センターと相談体制の連携を図るとともに、地域包括支援センターが設置されていない市町村に対しては、設置期限である19年度まで補助金を交付し、市町村が在宅介護支援センターで実施する相談業務について支援します。	高齢者福祉課
	市町村における障害者相談支援事業の推進	市町村等で実施する地域活動支援センター事業等の推進を通じて障害者の相談支援の充実を図ります。	障害福祉課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
② 高齢者・障害者の自己決定と自己実現を可能にする社会環境づくり	障害者グループホームの運営支援	地域社会において(共同住宅)グループホームでの生活を営む知的障害者、精神障害者に対し、食事の世話、金銭出納に関する助言、日常生活面における相談・指導等を行うため、世話人を配置して日常生活を援助することにより自立した生活の助長を図ります。	障害福祉課
	福祉作業所等の機能を強化する事業	福祉作業所等の就労事業の振興及び支援を行うため、「千葉県障害者就労事業振興センター」の運営を支援し、各作業所等の情報を一元化し、製品の販路拡大や共同受注、ノウハウの共有等を図るほか、ビジネスの基礎を学ぶ講習を実施し、各作業所等の職員の商品開発力や営業ノウハウを身に付けることを支援し、障害者に支払う工賃の増加や作業所職員の待遇の改善等を図ります。	障害福祉課
	千葉県障害者スポーツ大会	障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与するため、千葉県障害者スポーツ大会を開催します。	障害福祉課
	千葉県障害者スポーツ教室等開催事業	障害者の体力維持・増進・残存能力の向上のため、日ごろスポーツに接することの少ない障害者を対象に講習会を開催します。また、専門的な知識や技能を身に付けた指導者を養成し、障害者のスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、平成22年に開催される「全国障害者スポーツ大会千葉大会」に向けての指導者の養成を行います。	障害福祉課
	地域でつくる高齢者交通安全対策事業	参加・体験型の高齢者交通安全リーダー研修を開催するとともに、その修了者や民生委員・児童委員、老人クラブ会員などが高齢者宅を直接訪問する等、高齢者を交通事故から守る地域づくりを推進します。	交通安全対策課
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業	雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、障害者の能力、適性及び地域の障害者の雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図り、障害者の雇用の促進に資するため、障害者の態様に応じた多様な訓練を委託します。	産業人材課
	一般校を活用した障害者職業能力開発事業	知的障害者等を対象とした職業訓練を高等技術専門校で実施し、職業能力の習得を通じて障害者の雇用の促進を図るため、一般校を活用した障害者職業能力開発を実施します。	産業人材課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
② 高齢者・障害者の自己決定と自己実現を可能にする社会環境づくり	歩道及び自転車歩行者道の整備	高齢者・障害者など誰もが安心して快適に利用できる幅が広く段差のないバリアフリー化された歩道や自転車歩行者道の整備を進めます。	道路環境課
	人にやさしいまちづくり	高齢者・障害者が利用しやすい建築物(公共施設を含む)の整備を促進します。	建築指導課
	バリアフリー施設等の普及促進		
	千葉県建築文化賞によるまちづくりの促進		
	県営住宅の整備促進と入居の優遇措置(再掲:107P)	ひとり親家庭などを含めた住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を供給するため、県営住宅の整備を進めるとともに、身体障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯などに対しては、入居募集時の抽選において優遇措置を講じます。	住宅課
	県スポーツ科学総合センターにおける各種講座等の実施(再掲:112P)	県民の健康・体力づくりのため、各個人の体力や健康にあわせた目的で講座を展開します。	教)体育課
	人にやさしい信号機・道路標識等の整備事業	高齢者や身体障害者等にも配慮した音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備や、福祉施設等の周辺に歩車分離式信号機の整備、また誰にでも見やすく分かりやすい信号機用灯器のLED化や道路標識の高輝度化・大型化等を推進し、安全・安心・快適に利用できる道路交通環境を整備します。 *LED:発光ダイオード。電球よりエネルギー効率及び視認性が高い。	警)交通規制課
	高齢期における男女の所得・資産格差の実態を踏まえた、若年期からの就業、資産形成等における自助努力のための教育、広報・啓発を促進します。		(関係各課)
高齢者・障害者の性に配慮した性に関する学習機会の充実を図ります。		(関係各課)	

第3章 計画の推進

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 県における推進体制の充実・強化	千葉県男女共同参画推進本部	知事を本部長とし、副知事・各部長からなる推進本部及びその下に計画に位置付けられている事業の関係各課長等で組織する幹事会を設置し、施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画推進本部研修会の開催(再掲:97P)	千葉県男女共同参画推進本部幹事会において、外部講師を招いての男女共同参画に関する先進事例の紹介など、幹部職員の意識啓発のための研修会を開催します。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画推進懇話会	男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び推進についての意見をいただくため、学識経験者及び関係団体等で構成する千葉県男女共同参画推進懇話会、並びに本計画及びDV防止計画の進行管理のための部会を開催し、施策の充実を図ります。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画苦情処理委員の設置(再掲:91P)	県の施策やDV被害者保護に当たる県職員の職務執行に関する苦情等を適切に処理するため、苦情処理機関を設置します。	男女共同参画課
	ちば県民共生センター等の整備(再掲:100P)	男女共同参画社会の実現のため、各種相談事業や、情報発信・受信及び広報啓発のための各種講座の開催を行います。	男女共同参画課
② 市町村との連携の強化	千葉県男女共同参画地域推進員の設置(再掲:108P)	県や市町村と連携をとりながら、地域に根ざした活動を行うために各市町村に千葉県男女共同参画地域推進員を設置し、効果的な男女共同参画の推進を図ります。	男女共同参画課
	市町村男女共同参画担当課長会議の開催(再掲:99P)	市町村における男女共同参画の取組を促進するため、男女共同参画に関する各種情報を提供します。	男女共同参画課
	市町村男女共同参画担当者セミナー(再掲:97P)	市町村男女共同参画担当者の意識を高め、男女共同参画の取組を促進するため、ちば県民共生センターにおいてセミナーを開催します。	男女共同参画課
	市町村向け情報紙の発行	市町村における男女共同参画の取組を促進するため、男女共同参画に関する情報紙を発行します。	男女共同参画課
③ 民間と行政との連携の強化	千葉県男女共同参画推進連携会議の設置(再掲:99P)	民間との協働により民間の自主的な活動を促進するための団体を設置します。	男女共同参画課
	男女共同参画に関する交流・活動支援事業(ネットワーク会議の開催)(再掲:100P)	男女共同参画社会の実現に関心を有し、寄与している県内の有識者及び団体等を対象に会議を開催し、参加者及び県相互の連携を図ることで、県内の男女共同参画の取組を促進します。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画地域推進員の設置(再掲:108P)	県や市町村と連携をとりながら、地域に根ざした活動を行うために各市町村に千葉県男女共同参画地域推進員を設置し、効果的な男女共同参画の推進を図ります。	男女共同参画課
④ 国、各都道府県との連携の強化	事業担当部局と連携した国への要望活動	県民からの要望について、担当部局と協議の上、国へ要望していきます。	男女共同参画課
	全国知事会男女共同参画特別委員会	各都道府県間の連絡提携を緊密にして、男女共同参画施策に関する地方自治の円滑な運営と進展を図ります。	男女共同参画課
	13都道府県男女共同参画主管課(室)長会議	政令市が所在する都道府県の男女共同参画担当部局が一堂に会し、情報を交換することで、事業の円滑な推進を図ります。	男女共同参画課
	男女共同参画行政担当者ブロック会議	関東甲信越都県の男女共同参画担当部局が一堂に会し、情報を交換することで、事業の円滑な推進を図ります。	男女共同参画課